

2025年12月8日

## 法学研究者による緊急声明

### 声明の趣旨

最高裁判決に従わない厚生労働省の対応は、民主主義の根幹を揺るがす人権侵害行為であり、直ちにすべての生活保護利用者に生活保護基準引き下げ以前の保護費を支給するべきである。

### 声明の理由

本年6月27日に最高裁判所第3小法廷は、2013年に実施された生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す判決を出した。その後すでに6か月近くを経過したにもかかわらず、厚生労働省は、違法と判断された生活保護基準引き下げを是正することなく、違法・違憲状態を放置し続けている。そして、11月21日に最高裁判決に対する「対応策」として以下のようない方針を提起した。つまり、12年前の保護基準引き下げの一部は正当であったとして、引き下げ以前の基準での保護費全額支給を拒否して、改めて一部保護費引き下げた給付を行おうという内容である。それに加えて、生活保護基準引き下げを違法として提訴した原告と、それ以外の生活保護利用者とを区別した補償を行うというものである。

しかし、6月27日最高裁判決は、多数意見と反対意見との間で引き下げ処分取り消しの理由付けに違いがあるが、2013年に行われた生活保護基準引き下げ決定全体を違法と判断したしたものであって、引き下げ理由で区別したうえで一部取り消しを認めたものではない。

引き下げ処分全体が最高裁により取消されたにもかかわらず、12年経った時点で再度行政が保護費減額処分を行うことは、最高裁判決の上に行政の判断を置く、日本国憲法の基本原則である三権分立原則に違反する許されないことである。

また、最高裁判決は、個々の原告の保護費減額決定を取り消す判断の前提として、2013年の生活保護基準引き下げ決定自体が違法であると判断している。2013年に行われた厚生労働大臣の保護基準引き下げ決定そのものが違法であると判断された以上、具体的に訴訟を提起したか否か関わらず、すべての生活保

護利用者について、引き下げ以前の保護基準に基づく最低生活保障が行われるべきである。これは、生活保護法 2 条の無差別平等の原理から見ても、憲法 14 条の平等原則から見ても当然のことである。

以上のように現在厚生労働省が行おうとしている最高裁判決に対する「対応策」は、司法判断に従わない、違法・違憲のものであると言わざるを得ない。

本件では訴訟提起時点で 1000 人余りが原告となっていたが、10 年余り経過する中すでにその 2 割を超える 233 人以上が亡くなっている。生活保護処分の取り消しを求める訴訟において原告が死亡すると訴訟が終了する取り扱いが現在の判例になっている。これを前提にすれば、厚生労働省の対応は、すべての原告が死亡するまで理由を変えて保護基準引き下げを続けて、最終的に訴訟を終了させることができることになりかねない。

司法判断の上に厚生労働省の行政判断を置く対応を許すことは、生活保護をめぐる問題にとどまらず、日本社会において法の役割を無に帰せしめものである。これは日本が法治国家であり続けることを破壊することを意味し、日本の民主主義の根幹を壊すことにつながると言わざるを得ない。

私たち、法の研究に携わる者として、こうした事態を看過することはできない。

厚生労働省は直ちに最高裁判決に従い、すべての生活保護利用者に、2013 年引き下げ以前の生活保護基準に従った保護を実施するよう求める。

呼びかけ人 井上英夫（金沢大学名誉教授・社会保障法）

木下秀雄（大阪市立大学名誉教授・社会保障法）

賛同者 別紙賛同者一覧のとおり

## 賛同者一覧（123人）

### 名前 専攻 所属ないし肩書

相澤育郎、刑事法学、龍谷大学  
青木克也、社会法、立命館大学准教授  
浅倉むつ子、労働法、早稲田大学名誉教授  
秋元美世、社会保障法、東洋大学名誉教授  
麻生多聞、憲法学、東京慈恵会医科大学医学部教授  
飯 考行、法社会学、専修大学  
五十嵐正博、国際法、金沢大学・神戸大学名誉教授  
井口秀作、憲法学、愛媛大学  
生熊長幸、民法、大阪市立大学名誉教授  
石井幸三、法哲学、龍谷大学名誉教授  
石塚武志、行政法、龍谷大学  
伊藤周平、社会保障法、鹿児島大学教授  
井上英夫、社会保障法、金沢大学名誉教授  
井上 啓、憲法、明星大学教育学部・非常勤講師  
植松健一、憲法、立命館大学教授  
浦野広明、税法、立正大学法制研究所特別研究員  
大貝 葵、刑事政策、神戸学院大学  
大久保史郎、憲法学、立命館大学名誉教授  
大沢光、行政法、青山学院大学教授  
大島和夫、民法・金融法・公共政策、神戸市外国語大学および京都府立大学名誉教授  
岡崎勝彦、行政法、島根大学名誉教授  
岡田章宏、外国法（英米法）、神戸大学名誉教授  
岡田健一郎、憲法、高知大学  
岡田正則、行政法、早稲田大学法学学術院教授  
岡田行雄、刑事法、熊本大学教授  
緒方桂子、労働法、南山大学教授  
小川玲子、社会学・社会保障、千葉大学社会科学研究院教授  
奥貫妃文、社会保障法・労働法、昭和女子大学教員  
奥野恒久、憲法学、龍谷大学教授

小栗 実、憲法学、鹿児島大学名誉教授  
小澤隆一、憲法、東京慈恵会医科大学名誉教授  
木下智史、憲法学、関西大学・教授  
木下秀雄、社会保障法、大阪市立大学名誉教授  
門脇美恵、行政法、広島修道大学  
金川めぐみ、社会保障法、和歌山大学教授  
金澤真理、刑事法、大阪公立大学教授  
紙野健二、行政法、名古屋大学名誉教授  
上脇博之、憲法学、神戸学院大学法学部教授  
河合正雄、憲法、南山大学  
神戸秀彦、民法、関西学院大学教授  
清末愛砂、憲法学、室蘭工業大学教授  
金 尚均、刑事法、龍谷大学  
国京則幸、社会保障法、静岡大学  
倉田原志、憲法、立命館大学教授  
棚澤能生、法社会学・農業法、早稲田大学名誉教授  
小林 武、憲法学、沖縄大学客員教授  
小松浩、憲法、立命館大学教授  
近藤充代、経済法・消費者法、元日本福祉大学教授  
今野順夫、労働法・社会保障法、福島大学名誉教授  
斎藤豊治、刑事法・少年法研究、甲南大学名誉教授  
斎藤善久、労働法、神戸大学大学院国際協力研究科准教授  
榎原秀訓、行政法、南山大学教授  
阪口正二郎、憲法学、早稲田大学社会総合学術院教授  
坂田 隆介、憲法、立命館大学法務研究科准教授  
眞田章午、行政法、沖縄大学  
沢登文治、憲法、南山大学教授  
塩谷弘康、法社会学、福島大学行政政策学類・教授  
塩見卓也、労働法、大阪公立大学法学研究科特任教授  
嶋田佳広、社会保障法、龍谷大学  
清水 敏、労働法、早稲田大学名誉教  
清水雅彦、憲法学、日本体育大学教授授  
白藤博行、行政法学、専修大学名誉教授  
菅原 真、憲法、南山大学教授

鈴木 靜、社会保障法、愛媛大学  
鈴木真澄、憲法、龍谷大学名誉教授  
妹尾知則、労働法・社会保障法、龍谷大学非常勤講師  
曾我千春、社会保障・社会福祉法、金沢星稜大学教授  
高木佳世子、社会保障法、筑紫女学園大学  
高瀬雅男、経済法、福島大学名誉教授  
高田清恵、社会保障法、琉球大学・教授  
高田昭正、刑法、大阪市立大学名誉教授  
高橋朋子、民法(家族法)、成蹊大学前教授(現在、成蹊大学非常勤講師)  
高橋 真、民法、大阪市立大学名誉教授)  
瀧澤仁唱、社会福祉法、桃山学院大学名誉教授  
武井 寛、労働法、龍谷大学教授  
竹濱 修、商法、立命館大学特任教授  
竹森正孝、比較憲法、岐阜大学名誉教授  
多田一路、憲法、立命館大学教授  
田中明彦、社会保障法、龍谷大学教授  
田村和之、行政法・社会保障法、広島大学名誉教授  
塚田哲之、憲法、神戸学院大学・教授  
寺川史朗、憲法、龍谷大学  
寺中 誠、刑事政策・国際人権法、東京経済大学・都留文科大学・立教大学大学院兼任講師  
徳川信治、国際法、立命館大学教授  
徳田博人、行政法学、琉球大学・教授  
豊川義明、労働法、関西学院大学名誉教授  
豊島明子、行政法、南山大学教授  
永田秀樹、憲法、関西学院大学名誉教授  
成澤孝人、憲法学、信州大学教授  
二瓶由美子、ジェンダー法、元桜の聖母短期大学教授  
丹羽 徹、憲法、龍谷大学  
橋本祐子、法哲学、龍谷大学  
長谷河亜希子、経済法、弘前大学教授  
濱口晶子、憲法、龍谷大学  
濱畠芳和、社会保障法学、立正大学社会福祉学部教授  
晴山一穂、行政法、専修大学・福島大学名誉教授  
廣瀬真理子、社会保障法政策、放送大学非常勤講師

深谷信夫、労働法、茨城大学名誉教授  
藤澤宏樹、憲法、大阪経済大学教授  
本多淹夫、行政法、龍谷大学教授  
前原清隆、憲法、元長崎総合科学大学教員  
松宮孝明、刑法、立命館大学法務研究科特任教授  
丸谷浩介、社会保障法、九州大学大学院教授  
丸山亜子、労働法、大阪経済大学  
右崎正博、憲法学、獨協大学名誉教授  
三島 聰、刑事法、大阪公立大学教授  
水林彪、法史学、早稲田大学名誉教授、  
宮尾亮甫、行政法、南山大学  
本澤巳代子、社会保障法・家族法、筑波大学名誉教授  
矢嶋里絵、社会保障法、東京都立大学教授  
安田恵美、刑事政策・刑事法、國學院大學法学部教授  
矢野昌浩、労働法、名古屋大学  
山田 希、民法、立命館大学教授  
山本 忠、社会保障法、立命館大学教授  
山本晃正、経済法、鹿児島国際大学名誉教授  
吉田美喜夫、労働法、立命館大学名誉教授  
吉永 純、生活保護法、花園大学  
吉村良一、民法、立命館大学名誉教授  
萬井隆令、労働法、龍谷大学名誉教授  
若尾典子、憲法、元佛教大学・広島女子大学教授  
脇田 滋、労働法・社会保障法、龍谷大学名誉教授  
脇野幸太郎、社会保障法、周南公立大学教授  
渡辺千原、法社会学、立命館大学教授